

環 境 審 第 4 号

令和5年(2023年)5月12日

北海道知事 鈴木直道 様

北海道環境審議会会長 中村太



北海道地球温暖化対策推進計画に基づく令和3(2021)年度の施策等の  
実施状況について(答申)

令和5年(2023年)3月30日付け気候第359号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

記

「北海道地球温暖化対策推進計画」(以下「計画」という。)では、計画に基づく施策等の実施状況について、定期的に北海道環境審議会による評価を受け、その結果を公表することとされている。

北海道環境審議会は、令和5年(2023)年3月30日、北海道知事より諮問を受けたことから、令和3年度(2021年度)の実施状況等について「地球温暖化対策部会」で調査審議を行い、別紙のとおり評価結果を取りまとめたものである。

北海道においては、令和5年3月に北海道地球温暖化防止対策条例を改正し、道民・事業者など全ての関係者が、環境・経済・社会を統合的に向上させることの意識を共有し、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組を、総力を挙げて進めていくこととしたところである。

こうした理念に基づき、計画では2013年度比で48%削減とする高い目標を掲げており、より一層取組を強化していく必要があることから、この目標の達成に向けては、次の点に留意のうえ進めること。

## 1 温室効果ガス実質排出量の状況

- 温室効果ガス排出量から二酸化炭素吸収量を差し引いた2020年度の実質排出量は、目標の達成に向けて減少しており、新型コロナウイルス感染症拡大などの社会情勢の変化もその要因の一つと考えられる。
- この減少傾向を着実なものとするため、脱炭素の潮流を一層加速するとともに、二酸化炭素吸収量においては、森林による吸収量が減少し、農地土壌による吸収量が微増に留まっているなど、更なる吸収源確保の取組が必要である。
- また、温室効果ガス排出量のうち、フロンについては近年増加傾向にあることから、業界団体とも連携した法規則の周知徹底や立入検査を通じた指導の強化などにより、適正管理を一層推進する必要がある。

## 2 施策の実施状況及び今後の施策について

### <全体的事項>

- ゼロカーボンの実現のみならず、地球温暖化防止対策条例の基本理念などに規定しているとおり、環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上に留意して、統合的に実現することを目指し、各般の施策に取り組むこと。

### <多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化>

- 本道の地域特性を踏まえた脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けて、各家庭のCO<sub>2</sub>排出量の見える化の普及促進を図り、次代を担う若い世代をはじめとする道民一人ひとりの意識改革や行動変容につなげ、自主的な取組がより一層促進されるよう支援していくこと。
- 気候変動の影響による道民の生活、財産、経済活動への被害等の回避・軽減を図るため、「北海道気候変動適応計画」に基づき、適応の取組を総合的かつ計画的に推進するとともに「北海道気候変動適応センター」において、情報の収集・提供や技術的助言を効果的に行うこと。

### <豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用>

- 全国随一の豊富なポテンシャルを有する本道の利点を活かし、各主体による再生可能エネルギーの導入拡大を促進するとともに、再生可能エネルギーを活用した需給一体となった分散型エネルギーシステムを構築・展開を図るなど、自然災害へのレジリエンス向上や地域経済の活性化にもつながる取組を推進すること。

### <森林等の二酸化炭素吸収源の確保>

- 二酸化炭素吸収源のさらなる確保に向け、計画的な森林の整備や保全を支援するほか、農地及び草地土壌における炭素貯留に貢献する取組を促進すること。

以上